

2008

しんしろの福祉

平成20年度版

新 城 市 福 祉 部

目 次

○ 福祉行政の組織	
○ 高齢者の福祉	1
1 高齢者の状況	1
2 在宅福祉事業	1
3 シルバー人材センター	3
4 介護支援センター	3
5 老人ホームへの入所	4
○ 介護保険	5
1 介護保険の概要	5
2 介護保険の法定介護サービスの種類	5
3 介護サービスを利用できる方	7
4 要介護認定と介護サービス利用	8
5 サービス利用者負担金等の減額	10
6 地域支援事業	11
7 保険料	13
○ 障害者の福祉	17
1 障害者手帳の交付	17
2 障害福祉サービス	18
3 自立支援医療	20
4 補装具	20
5 地域生活支援事業	21
6 特別障害者手当等	22
7 在宅重度障害者手当	23
8 新城市障害者手当	23
9 障害者福祉タクシー料金助成事業	24
10 在日外国人福祉手当	25
11 障害者住宅整備資金の貸付	25
12 心身障害者技能習得奨励金	25
13 心身障害高等学校生奨学金・入学準備金の支給	26
14 税の減免等	26
15 簡易心身障害児通園施設「おおぞら園」	26
16 精神障害者小規模通所授産施設「やすらぎの家」	27
17 知的障害者通所授産施設「レインボーはうす」	27
18 心身障害者小規模授産施設「もくせいの家ほうらい」	27
○ 児童の福祉	28
1 保育所	28
2 特別保育の実施状況	28
3 家庭児童相談室	29

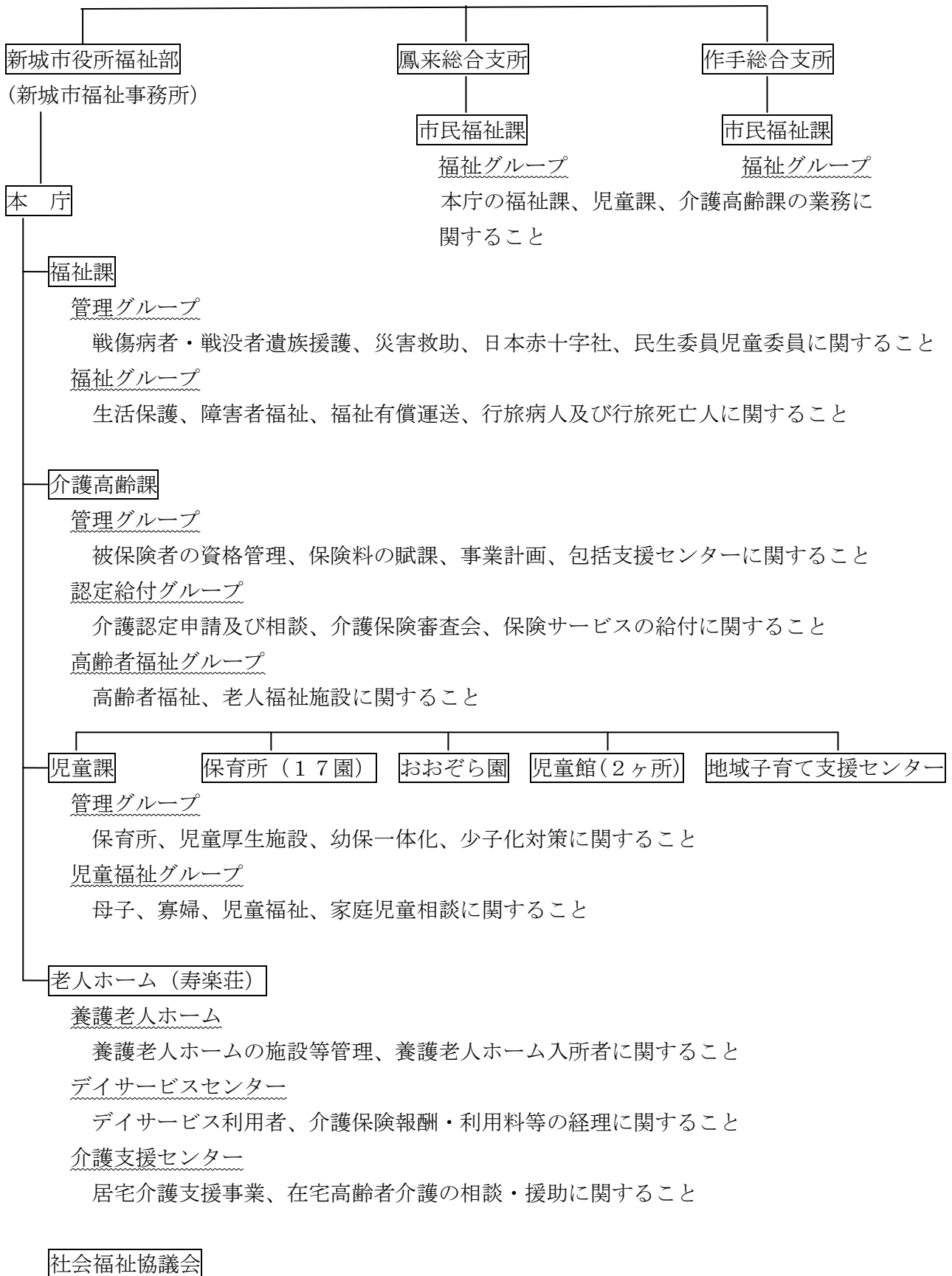
4	児童手当	30
5	児童扶養手当	30
6	愛知県遺児手当	31
7	新城市遺児手当	31
8	特別児童扶養手当	31
9	誕生祝金の支給	32
10	児童館	32
11	地域子育て支援センター	32
12	児童遊園	34
13	児童クラブ	34
14	子育て支援短期利用事業	35
15	新城市要保護児童対策地域協議会	35
○ 母子の福祉		
1	一人親家庭等の状況	36
2	母子・寡婦福祉資金の貸付	36
3	母子生活支援施設への入所	36
4	母子自立支援員	36
○ 福祉医療費助成事業・福祉給付金支給事業		
○ 生活保護		
1	保護の実施	38
2	保護の種類	38
3	被保護世帯数及び人員等の推移	38
4	被保護世帯の類型別	38
5	種類別保護の状況	38
○ 社会福祉法人新城市社会福祉協議会		
1	社会福祉振興事業	39
2	援護事業	39
3	児童福祉事業	39
4	老人福祉事業	39
5	母子・父子福祉事業	40
6	障害児者福祉事業	40
7	歳末たすけあい事業	40
8	福祉団体育成事業	40
9	相談事業	40
10	自主財源の確保	41
11	共同募金運動の推進	41
12	社会福祉協議会会員の募集	41
13	ボランティアセンター活動事業	41
14	地域福祉活動推進事業	42
15	ひとり暮らし高齢者安否確認事業	43

16	生活福祉資金の貸付事業	43
17	居宅介護等事業	43
18	相談支援事業	44
19	移動支援事業	44
20	老人デイサービスセンター事業	44
21	老人介護支援センター事業	45
22	地域活動支援センター事業	45
23	老人短期入所事業	46
24	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	46
25	地域福祉サービスセンター事業	46
26	地域包括支援センター事業	46
○ その他の福祉		48
1	民生委員・児童委員	48
2	旧軍人・軍属とその遺族	49
3	災害救助	49
4	行旅病人及び行旅死亡人	49
5	社会を明るくする運動	49
6	日本赤十字社	50
7	献血推進	50
8	新城保護区保護司会、新城更生保護女性会	50
9	福祉関係の委員会・団体一覧	51

手 当 等 一 覧 表

区 分	手 当 等	ページ
身体障害児・者 知的障害児・者	特別障害者手当	22
	障害児福祉手当	22
	経過的福祉手当	22
	愛知県特別障害者手当	22
	愛知県障害児福祉手当及び経過的福祉手当	22
	在宅重度障害者手当	23
	新城市障害者手当	23
	在日外国人福祉手当	25
児 童 母 子	児 童 手 当	30
	児 童 扶 養 手 当	30
	愛 知 県 遺 児 手 当	31
	新 城 市 遺 児 手 当	31
	特 別 児 童 扶 養 手 当	31

福祉行政の組織



福祉事務所の事務分掌

1. 生活保護法による援護措置に関すること。
2. 老人福祉法による援護措置に関すること。
3. 身体障害者福祉法による更生の措置に関すること。
4. 知的障害者福祉法による援護措置に関すること。
5. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当等に関すること。
6. 児童福祉法による育成の措置に関すること。
7. 母子及び寡婦福祉法に関すること。
8. その他更生指導に関すること。

高 齢 者 の 福 祉

1. 高齢者の状況

(1) 高齢者（65歳以上）人口

年 月 日	総 人 口	65歳以上人口	比 率
H20・4・1	51,728人	13,703人	26.5%

(2) ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯

[65歳以上] (平成20年4月1日現在)

ひとり暮らし高齢者	高齢者のみの世帯
1,605人	1,538世帯

2. 在宅福祉事業

(1) 生活支援ホームヘルパーの派遣事業

介護保険の介護認定審査を受けて非該当となった方の中で、日常生活を営むのに支障のある、低所得のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の虚弱の方に、調理・買い物などの家事や生活に関する相談などの生活支援としてホームヘルパーを派遣します。

○利用状況（平成19年度）

	延利用者	延 日 数
新 城 地 区	12人	50日
鳳 来 地 区	13人	55日
作 手 地 区	1人	1日

(2) 生活支援デイサービス事業

介護保険の介護認定審査を受けて非該当となった方の中で、日常生活を営むのに支障のある虚弱の方が、介護保険施設のデイサービスセンターに通所して、入浴・給食・生活指導・送迎などのサービスを受けることにより、要介護状態への進行防止のために行います。

利用状況(平成19年度)

施 設 名	延利用者	延日数
寿 楽 荘	5人	21日
しんしろ福祉会館	39人	102日
麗 楽 荘	58人	217日
西 部 福 祉 会 館	60人	167日
く る み 荘	86人	214日
虹 の 郷	25人	90日

(3) 寝具乾燥サービス事業

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の方などが、老衰、心身の障害などの理由で寝具類の衛生管理が困難な方のために担当業者が訪問し、寝具をお預かりして丸洗い・乾燥・消毒を行います。実施は年2回 費用は無料です。

- 利用状況（平成19年度）
 - ・ 年間延利用者数 89人
 - ・ 年間利用枚数 247枚

(4) 緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし、高齢者世帯等の急病、災害時の緊急事態に対処するため、緊急通報電話をお貸しします。緊急ボタンをおすと、市が契約している業者に通報できます。一般電話としても利用できますが、その通話料は本人負担です。業者にかけた通話料は無料です。申請のときに協力員さんが必要となります。

- 利用状況（設置件数）
 - ・ 月平均利用者数 278人
 - ・ 延利用者数 3,338人

(平成20年3月31日現在)

(5) 日常生活用具の給付・貸与事業

防火の配慮が必要な低所得でひとり暮らしの高齢者等に電磁調理器、自動消火器、火災報知器を給付します。

費用は、前年度所得により自己負担が必要です。非課税世帯は無料です。

- 利用状況（平成19年度）

給付者数	18人
(内訳)	
電磁調理器	3台
火災報知器	15台
自動消火器	0台

(6) シルバーハウジング生活援助員派遣

高齢者世帯付住宅に居住する高齢者に対して、生活援助員を派遣して生活指導相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。

対象住宅 県営弁天住宅 12戸

(7) 高齢者福祉タクシー料金助成事業

満80歳以上のひとり暮らしや70歳以上の世帯員のみの家庭の80歳以上の人が外出することを容易にするため、タクシーの初乗り料金を助成します。ただし、ツジムラタクシーに限ります。また高齢者外出支援サービスや障害者福祉タクシーチケットを受けている方は、このサービスを受けられません。年間24枚綴りが1冊支給され、1回1枚の利用ができます。年度ごとの申請が必要です。

○ 利用状況（平成19年度）

給付者数 240人 延利用件数 3,437件

（8）外出支援サービス事業

自力で歩行することが困難な高齢者（要介護4または5）や身体障害者（身体障害者手帳の体幹または下肢の1級、2級）が医療機関等へストレッチャーや車椅子で乗降可能なタクシー（介護タクシー）を利用して外出する場合に初乗り料金を援助します。ただし、愛輪サポートに限ります。

助成世帯に車椅子対応の車両がある人などは支給されません。年間24枚綴りが1冊支給され、1回1枚の利用ができます。年度ごとの申請が必要です。

○利用状況（平成19年度）

給付者数 27人 延利用件数 100件

3. シルバー人材センター

定年退職者など的高齢者に、就業機会を提供するとともに、さまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を目指しています。

○平成20年4月1日現在の状況

- ・会員数 693人
- ・会員の入会率 4.0%（60歳以上の人口17,306人）

4. 介護支援センター

要介護状態となる恐れのある高齢者の方、またはその家族に対して、在宅介護に関する総合的な相談に応じたり、代理申請などの支援業務を6ヶ所の支援センターで行なっています。介護保険事業における包括支援センターの窓口として機能しています。

○ 施設の概要

支援センター名	所在地	担当地区
寿楽荘	新城市一鍬田字清水野12-3	八名中学校区
しんしろ福祉会館	新城市字東沖野20-12	新城中学校区
麗楽荘	新城市矢部字上ノ川1-4	東郷中学校区
西部福祉会館	新城市野田字上市場26-2	千郷中学校区
くるみ荘	新城市玖老勢字クルミ沢1-2	鳳来中学校区
虹の郷	新城市作手高里字縄手上22	作手中学校区

○ 利用状況（平成19年度）

支援センター名	年間相談延人員	年間相談実人員
寿楽荘	2, 482	1, 458
しんしろ福祉会館	6, 644	1, 797
麗楽荘	2, 482	1, 458
西部福祉会館	861	731
くるみ荘	548	422
虹の郷	3, 694	1, 755

5. 老人ホームへの入所

養護老人ホーム入所措置事業

65歳以上で、身体上、精神上又は環境上の理由により日常生活に支障があり、かつ家庭で介護を受けることができない低所得者世帯の方。

入所者本人並びに扶養義務者の所得に応じて一部負担金が必要となります。

○入所の状況

新城市養護老人ホーム「寿楽荘」	19名
設楽町養護老人ホーム「宝泉寮」	1名
豊橋市総合老人ホーム「つつじ荘」	1名
（平成20年3月31日現在）	

介護保険

1. 介護保険の概要

介護保険は、社会保険制度の一つとして、医療保険、年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に続く5番目の制度として平成12年4月から施行されました。この保険は、40歳以上の方が全員加入し保険料を払って、心身の状況から介護が必要になったときには本人やご家族の選択でいろいろな介護サービスを利用する制度です。制度見直しにより、平成17年10月から施設介護サービス等の利用者負担のうち食費と居住費・滞在費が原則実費負担となり、また平成18年度からは介護予防サービスや地域密着型サービスが加わり、要介護認定の見直しとともに状態に応じたより細かなサービス提供が行なわれる事になりました。

2. 介護保険の法定介護サービスの種類

介護保険で利用できる介護サービスには、次のものがあります。

介護が必要と認定された方（要介護者と呼びます。要支援者も含まれます。）の心身の状況や家庭状況に応じて、ご本人やご家族が必要な介護サービスを選択し利用します。

在宅／施設	区分	介護サービスの種類	サービスの内容
居宅で利用 するサービス	計画作成	居宅介護支援 介護予防支援(要支援者)	要介護者の居宅介護・介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、要介護者の介護サービス利用の連絡調整を行うもの。（このサービスだけは、費用が全額保険給付となり、個人負担はありません。）
		訪問介護 介護予防訪問介護 (要支援者)	ホームヘルパーが要介護者宅を訪問し、身体の介護や身の周りの世話をするもの
	訪問通所 サービス	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 (要支援者)	訪問入浴事業者が要介護者宅を訪問し、組立て式浴槽を使って要介護者の入浴を援助するもの
		訪問看護 介護予防訪問看護(要支援者)	医療機関の看護師が要介護者宅を訪問し、処置など医療介護をするもの
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション(要支援者)	医療機関の理学療法士や作業療法士が要介護者宅を訪問し、リハビリを行うもの
		通所介護 介護予防通所介護(要支援者)	デイサービスセンターで一日介護を受けるもの
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション(要支援者)	デイケアセンターで一日リハビリ介護を受けるもの
		居宅介護福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (要支援者)	特殊ベット、車椅子、エアマット、体位変換器、スロープ、歩行器、歩行補助杖、徘徊感知器、移動用リフトを月単位で貸借するもの

居宅で利用 するサービス	訪問通所 サービス	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理・指導を行うもの
	短期入所 サービス	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(特養でのショートステイ)	特別養護老人ホームなどの入所施設に短期間入所して、食事、入浴、排泄などの介護サービスや機能訓練を受けるもの
		短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(老健でのショートステイ)	老人保健施設などの入所施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練を受けるもの
	その他	居宅介護福祉用具購入費支給 介護予防福祉用具購入費(要支援者)	支給限度内で次の介護保険支給対象となる福祉用具購入費の9割までを支給するもの (支給額は年間9万円まで) ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトの吊り具
居宅介護住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給(要支援者)		支給限度内で次の介護保険支給対象となる住宅の改修費の9割までを支給するもの (支給額は原則18万円まで) ・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引き戸等取替 ・洋式便器への取替	
入院・入所 して利用 するサービス		特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどの入所者が介護や機能訓練などを受けるもの
		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	生活介護を中心に行う施設です。 寝たきりなどによりいつも介護が必要で、自宅では介護を受けることができない人を対象とした施設です。介護や日常生活上の世話などが行われます。医療行為はほとんど行われません。 (要介護1～5の方(旧措置入所者を除く)のみ利用できます。)
		介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護やリハビリを中心に行う施設です。 積極的な治療より、主にリハビリや介護、日常生活上の世話が中心として行われる施設です。 (要介護1～5の方のみ利用できます。)
		介護療養型医療施設	医療を中心に行う施設です。 長期的に療養が必要な方を対象とした介護体制の整った医療施設(病院)です。 「療養型病床群」「老人性痴呆疾患療養病棟」の2種類の施設があります。 (要介護1～5の方のみ利用できます。) ※ 療養型病床群などには、医療保険適用病床と介護保険適用病床があります。この区分は各施設で区分しています。

居宅で利用 するサー ビス	地域密着 型サー ビス	小規模多機能型 居宅介護（要支援者） 介護予防小規模多機能型 居宅介護（要支援者）	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサー ビスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサー ビスを受けるもの
		認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型 通所介護（要支援者）	認知症の人を対象に、デイサービスセンターで専門 的なケア（1日介護）を受けるもの
入所して利 用するサー ビス	地域密着 型サー ビス	認知症対応型共同生活 介護（要支援者） 介護予防認知症対応型 共同生活介護（要支援者）	認知症の高齢者が共同で生活できる場（居住）で食 事、入浴、排泄などの介護や機能訓練などを受ける もの （要支援2、要介護1～5の方のみ利用できます。）

※ 上記の入所・入院施設うち認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護以外の施設は、要介護者等ご本人の住んでいる市町村以外の市町村に所在する施設も利用（入所・入院）することができます。ただし、地域密着型サービスに指定されているサービスは除く。

3. 介護サービスを利用できる方

介護保険での介護サービスを利用できる方は、身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的な動作に介助や支援を必要とする状態が6ヶ月以上継続すると見込まれる方で、4. 「要介護認定」を受けた方です。

ただし、年齢により次の条件があります。

① 65歳以上の方（第1号被保険者）

一定以上の介助や支援を必要とする状態であれば、特に制限はありません。

② 40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

一定以上の介助や支援を必要とする状態であっても、その状態になった原因が次の疾病による方に限られます。そのため、この疾病以外の傷病で介助や支援を必要とする状態になった方は、介護保険の介護サービスを利用することができません。（この介護保険サービスをご利用できない方は、身体障害者等の認定を受けたのち障害者福祉サービスをご利用頂くこととなります。また、この方も65歳に到達した時点から介護保険による介護サービスのご利用ができます。）

1. がん（がん末期） 2. 関節リウマチ 3. 筋萎縮性側索硬化症 4. 後縦靭帯骨化症 5. 骨折を伴う骨粗鬆症 6. 初老期における認知症	7. 進行性核上性麻痺、 大脳基底核変性症及び パーキンソン病 8. 脊髄小脳変性症 9. 脊柱管狭窄症 10. 早老症 11. 多系統萎縮症	12. 糖尿病性神経障害、 糖尿病性腎症及び糖尿 病性網膜症 13. 脳血管疾患 14. 閉塞性動脈硬化症 15. 慢性閉塞性肺疾患 16. 両側の膝関節又は股関 節に著しい変形を伴う変 形性関節症
---	---	---

③ 40歳未満の方

40歳未満の方は、介護保険に加入できませんので、介護保険の介護サービスをご利用できません。

4. 要介護認定と介護サービス利用

介護サービスの利用をはじめようとするときは、次の手続きをしてから、実際に介護サービスを利用することになります。この手続きを「要介護認定」といいます。この手続きは、いつでも行うことができますので、実際に介護サービスの利用を始めようと思ったときに手続きしてください。

(1) 要介護認定を受ける。

①市役所(介護高齢課)又は最寄りの指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターで申請します。

この申請は、いつでもすることができ、費用は無料です。

(病院入院中の方は、入院治療が終わり退院が近くなってから申請します。)

(当面、介護サービス利用を考えていない方は、申請する必要はなく、利用を始めようとするときに申請します。)

②市から調査員が本人宅へ訪問調査に伺います。

③市は本人の主治医に依頼して、意見書を作成してもらいます。

④介護認定審査会(医療、保健、福祉の専門家で合議)で判定します。

訪問調査と主治医意見書から、介護に要する標準的な時間を推定して、介護度を決定します。介護度に応じて保険給付の限度額が決められます。

⑤申請から1ヶ月くらいで認定結果を郵便でお知らせします。

⑥一度認定を受けると一定期間(原則12月間・6～24月間で決定されます。)介護サービスの利用ができます。

その後、認定期間満了の度に上記①～⑤の手続きを繰り返し、その時々々の心身の状況にあった介護度に見直していきます。(その都度申請をして頂きます。)

※心身の状態が改善したときや悪化したときは、期間の中途でも変更申請をすることができます。

要介護認定状況(平成20年3月末現在)

(単位:人)

区 分	要支援		要 介 護					合 計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
第1号被保険者	301	367	429	293	259	275	213	2,137
第2号被保険者	2	10	5	12	6	8	10	53
合 計	303	377	434	305	265	283	223	2,190

※申請件数は、月平均240件(内訳:新規47件、更新変更193件)

(2) 実際の介護サービス利用を考える。

①在宅で介護サービスの利用を希望される場合

(1)の①～⑤の要介護認定手続きで認定を受けたら、次にどんな介護サービスを利用するか、本人の介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。この介護サービス計画(ケアプラン)は、ご本人又はご家族が選んだ指定居宅介護支援事業所、介護支援専

門員が、本人と家族の希望を聞いて、毎月、翌月分の介護サービスの利用計画を作成します。ただし、要支援の認定を受けた場合は地域包括支援センターが担当します。

なお、介護保険で利用できる金額には上限があり、限度額を超えて利用したときは超過分が全額自己負担になります。

○ 利用限度額（月額）

要介護度	居宅サービス
要支援1	49,700円
要支援2	104,000円
要介護1	165,800円
要介護2	194,800円
要介護3	267,500円
要介護4	306,000円
要介護5	358,300円

②介護保険施設へ入所・入院を希望される場合

(1)の①～⑤の要介護認定手続きで認定を受けたら、入所・入院希望先の施設に申込みをします。

介護保険施設の資料や連絡先は、市役所介護高齢課、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護支援センターで提供します。施設申込みは、ご本人又はご家族で行って頂きます。

(3) 介護サービスの利用を始める。

①在宅で介護サービスを利用する場合

介護サービス計画(ケアプラン)ができたなら、その計画に添って介護サービスを利用していきます。(介護サービス提供事業者への連絡は、介護支援専門員が行います。)

介護サービスを利用したときには、ご本人が、費用の1割を介護サービス提供事業者へ支払っていただきます。(残り9割は、介護保険から提供事業者へ費用が支払われます。)

○居宅介護・介護予防サービス利用状況（平成20年3月利用分：月遅れ請求分を除く）

主な居宅サービス	利用事業所数	利用人数
①訪問介護(ホームヘルプ)	17	317
②訪問入浴	5	72
③通所介護(デイサービス)	22	611
④通所リハビリ(デイケア)	13	345
⑤短期入所(生活・療養介護)	23	203
⑥福祉用具貸与	25	487

②介護保険施設へ入所・入院する場合

申込み先の介護保険施設とご相談ください。

○施設介護サービス利用状況（平成20年3月利用分：月遅れ請求分を除く）

施設種類	利用施設数	利用人数
特別養護老人ホーム	18	169
介護老人保健施設	22	157
介護療養型医療施設	13	171
合 計	53	497

5. サービス利用者負担金等の減額

介護保険制度(本市独自のものを含む。)では、利用者本人及びご家族の収入等の状況に応じて、次のような利用者負担金等の軽減措置が行われています。なお、この軽減を受けるためには本人の申請(高額介護サービスは除く。)が必要です。

※ 制度の見直しにより、平成17年10月から施設サービスにおいて居住費の負担が設定され、施設サービス、通所系サービス(ショートステイを含む)の食費が全額自己負担となります。また、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度も見直され対象範囲が拡大されます。

① 高額介護サービス

利用者負担金が一定金額(月額)を超えた場合は、その超えた金額が払い戻されます。

* 利用者負担の上限額（世帯合算：1か月）

- ・ 一 般 37, 200円
- ・ 世帯全員が市民税非課税者等 24, 600円
- ・ 世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者等 15, 000円
- ・ 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者 15, 000円

② 施設サービスの食事等負担

※平成17年10月から

介護保険施設に入所すると1割の利用者負担とは別に食費実費と居住費をご負担いただきます。

- | | ＜食費＞ | ＜居住費・多床室の場合＞ |
|---------------------------------|------------------|--------------|
| ・ 一 般 | (1日 1,380円 | 1日 320円) * 1 |
| ・ 世帯全員が市民税非課税者 | 1日 650円 | 1日 320円 * 2 |
| ・ うち合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者 | 1日 390円 | 1日 320円 * 2 |
| ・ 上記世帯で高齢福祉年金受給者等 | 1日 300円 | 1日 0円 * 2 |

* 1 食費及び居住費は標準的(施設によって異なる)な利用者負担額です。

* 2 多床室(相部屋)の場合

③ 社会福祉法人等が行う介護サービス

※介護老人福祉施設・訪問介護・通所介護・短期入所の各サービスに限る。

社会福祉法人等で利用者負担金の軽減を実施するという意思表示を行った法人等が経営する介護施設または事業所において、一定条件のうえ利用者負担が軽減されます。

- ・ 一 般 …… 利用金額の1割(10%)負担
- ・ 市民税世帯非課税で次の要件をすべて満たし生計困難と市が認めた者
 - * 年間収入が単身世帯で150万円(世帯員1人増員につき50万円加算)以下であること
 - * 預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員1人増員につき100万円加算)以下であること
 - * 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
 - * 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
 - * 介護保険料を滞納していないこと ……利用者の支払金額の1/4が減額

ただし、上記のうち老齢福祉年金受給者及び
これと同程度の生計状況にある者 ……半額が減額

- ④ 災害を受けた場合又は生計中心者の著しい収入の減少があった場合（保険料減免と同じ条件）
- * 被害の程度、収入の減収状況によって利用者負担金(原則、費用の1割程度)が減額されます。

6. 地域支援事業

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務）を行なうことにより、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう事業を実施します。

(1) 介護予防事業

① 介護予防教室の開催

認知症・高齢者の介護者に対し、介護方法や介護予防に対する対処方法を習得することを目的に開催しました。

○19年度実施分

月 日	講 師	内 容	出席者数
10月23日（火）	福祉村病院副院長 伊莉 医師	認知症にならないために	100人
11月16日（金）	福祉村病院副院長 伊莉 医師	認知症介護者との座談会	20人
12月14日（金）	福祉村病院副院長 伊莉 医師	認知症予防と早期発見	80人

② 配食サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者に対し、食生活の改善と健康保持及び安否の確認を行なうため事業を実施します。

配達は、火・木・金の週3回の昼食又は夕食を実施し、1食につき300円の自己負担が必要です。

○ 利用状況（平成19年度）

- ・ 月平均利用者数 181人
- ・ 年間延食数 19,758食

③ 友愛訪問事業

ボランティア団体（はぐるまの会）が、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者がいる家庭を毎月訪問し、心の交流、日常生活の相談、安否確認を行ないます。

○ 活動状況（平成19年度）

区 分	3月末人数	延べ人数
被訪問者数	201人	2,441人
訪問回数	432回	5,055回
訪問活動者数	100人	1,206人

④ ミニデイサービス事業

ひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、地域のボランティア団体が公民館等で介護予防の健康体操、ゲーム、手遊び等各種サービスを提供します。

○ 実績（平成19年度）

地区名	実施回数	延べ参加 高齢者数	地区名	実施回数	延べ参加 高齢者数
塩沢	10	473	竹広	23	643
小畑・中宇利	10	385	豊島	13	227
大海	7	207	緑が丘	23	977
大宮・牛倉	6	313	東新町	10	173
上平井	6	183	平井	10	216
富沢	11	426	野田	10	454
海老	10	238	八名井	5	63
只持	5	103	巢山	6	97
本郷	10	326	愛郷	5	87
連合	10	215	七郷一色	6	96
川合	6	76	能登瀬	10	255
玖老勢	10	213	井代	7	145
門谷	7	150	名号	6	128
大野	6	128	池場	6	73
竹ノ輪	5	75	睦平	7	117
山吉田	10	256	布里	6	159

(2) 包括的支援・任意事業

① 家族介護教室の開催

家庭で介護している家族や近隣の援助者に対し、介護方法・家庭介護に関する知識、技術を習得することを目的に開催しました。

月 日	講 師	内 容	出 席 者 数
2月16日(土)	愛知新城大谷大学 渡辺 講師	福祉における健康、 運動、体力	35人
2月23日(土)	愛知新城大谷大学 今泉 講師	ベッド上での移動 方法	28人

② 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターでは、保健師2名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士2名により、介護サービスのケアプランの作成、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待防止及び権利擁護などを行ないます。

③ 家族介護支援事業

要介護4・5の市民税非課税世帯の介護者に対して、介護用品の支給を行います。

④ 老人クラブの活動

老人クラブでは、老後の生活を明るく豊かなものにするため、趣味活動、スポーツ大会、社会奉仕活動、高齢者大学の開講など活発な活動を行なっています。

○ 平成20年4月1日現在の状況

- ・ クラブ数 75クラブ
- ・ 会員数 4,599人

7. 保 険 料

(1) 65歳以上の方(第1号被保険者)

全員ひとりひとり保険料を納めていただきます。

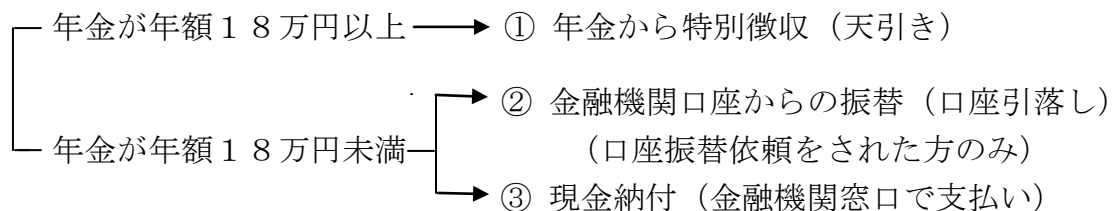
この保険料は、新城市で平成18年度から平成20年度までの3年間に利用される見込みの介護サービス及び介護予防事業に要する費用を推計し、そのうち介護サービスは概ね19%分を高齢者全員で分担するように設定してあります。(保険料に過不足ができた場合には、**介護給付費準備基金**の積立てまたは取崩しを行い、次の3年間(平成21年度から平成23年度まで)の保険料で調整することになっています。)

市では、3年間の高齢者人口推計と所得段階別人数推計をもとに6段階の保険料を定めました。ひとりひとりの保険料は、所得などに応じて6段階のいずれかの保険料を納めていただきます。

ただし、納め方は、ひとりひとり異なっていて、下記の①～③のいずれかになります。

※介護給付費準備基金

第1号被保険者から徴収した保険料が介護サービス給付費支払に充てられ、この結果余剰金が生じた場合に一時この基金に積み立てて以後の給付事業に使用します。



※年金が年額18万円以上でも、②・③になる場合があります。

- ・ 年度途中で65歳に到達した方
 - ・ " 他の市町村から転入された方
 - ・ " 年金の受取を開始した方
 - ・ " 所得申告修正等により保険料段階が変わった方
 - ・ その他（年金担保貸付金返済中・年金支払調整・支給停止）
- } → 翌年4月以降①に切替

新城市の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料額

保険料段階	対象者	保険料の率	20年度の保険料額
第1段階	世帯全員が市民税非課税でかつ老齢福祉年金の受給者と生活保護受給者等	基準額 × 0.5	月3,560円 ×0.5×12月= 年額 21,360円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.5	月3,560円 ×0.5×12月= 年額 21,360円
第3段階	市民税世帯非課税で第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	月3,560円 ×0.75×12月= 年額 32,040円
第4段階	世帯に市民税課税の者がいるが本人は市民税非課税である方	基準額	月3,560円 ×1.0×12月= 年額 42,720円
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25	月3,560円 ×1.25×12月= 年額 53,400円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.5	月3,560円 ×1.5×12月= 年額 64,080円

(2) 40歳から65歳未満の方（第2号被保険者）

医療保険分と介護保険分とを合算して社会保険料として納めていただきます。

介護保険分の保険料は、今までの医療保険分の保険料と同じ方法で算定されています。

- ・健康保険の方＝ 給料に応じて保険料額が決まります。
（政管・組合） 給料から社会保険料として天引きになります。
（各医療保険のそれぞれの算定方法で、個人ごとに決められます。）
- ・国保の方 ＝ 所得、資産などに応じて保険料額が決まります。
口座振替や現金納付で納めていただきます。

◎第1号被保険者保険料の減免

次のような状況の場合は、保険料の減免を申請することができます。

- ① 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- ② 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- ③ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- ④ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- ⑤ 第2段階の所得区分のうち、下記の要件に該当するとき
 - ア 前年の世帯収入金額が生活保護の基準以下である。
 - イ 保険料の賦課期日の属する年度分の、市民税を課される者の扶養を受けていない。
 - ウ 社会保険の被扶養者でない。
 - エ すべての世帯員が所有している自己居住用の土地・家屋以外の固定資産を活用しても、なお保険料の納付が困難である。
 - オ すべての世帯員の預貯金、手持金等の合計が、生活保護の基準(1ヶ月分)の1.2倍を超えない。

(参考) 指定居宅介護支援事業所等一覧

この事業所は、県の指定を受け、要介護認定等の申請の代行と介護(介護予防)サービス計画(ケアプラン)の作成を行ないます。

これらを依頼する事業所は、ご本人又はご家族が選択することができます。ただし、

要支援の認定を受けた方については、地域包括支援センターが担当します。

* 新城市内の事業所を掲示しています。

指定事業所名	所在地	連絡先電話・FAX
しんしろ福祉会館居宅介護支援事業所	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	0536-23-6278 0536-23-5046
麗楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地4	0536-22-4000 0536-22-4112
新城市寿楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1338 新城市一畷田字清水野12番地3	0536-26-0050 0536-26-0631
アイ居宅介護支援事業部 (今泉病院内)	〒441-1376 新城市字宮ノ前24番地3	0536-22-1150 0536-23-5428
こすもす居宅介護支援事業所	〒441-1355 新城市上平井380番地	0536-23-1880 0536-23-1880
ミズホ居宅介護支援事業所	〒441-1363 新城市字東沖野37番地4	0536-23-8138 0536-23-8138
サマリヤの丘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地3	0536-24-1165 0536-24-1165
みかわ市民生協コープ福祉サービス・新城	〒441-1367 新城市字札木33番地1	0536-24-1811 0536-24-1855
新城・豊川介護支援センター	〒441-1342 新城市石田字東末旨6番地9	0536-23-6581 0536-23-6582
居宅介護支援事業所 ケアサービス さとみ	〒441-1332 新城市黒田字萩平野99番地1	0536-26-2636 0536-26-2636
ほうらい居宅介護支援事業所	〒441-1945 新城市玖老勢字クルミ沢1番地2	0536-35-0694 0536-35-0695
医療法人静巖堂医院居宅介護支援事業所	〒441-1946 新城市副川字大貝津13番地	0536-35-0022 0536-35-0286
愛知東農業協同組合居宅介護支援事業所	〒441-1634 新城市長篠字日焼7番地1	0536-32-1905 0536-32-1905
虹の郷居宅介護支援事業所	〒441-1423 新城市作手高里字縄手上22番地	0536-38-1481 0536-37-6033
新城市地域包括支援センター (しんしろ福祉会館内)	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	0536-23-6810 0536-23-5046

障害者の福祉

1. 障害者手帳の交付

身体障害者手帳

○対象となる方

目、耳、口、手足、心臓、じん臓、呼吸器などに一定以上の永続する障害のある方で、障害の程度により1級から6級までの等級区分のいずれかに該当する方

○手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳交付申請書（用紙は市役所福祉課にあります。）
- ② 指定医の診断書（用紙は市役所にあります。）
- ③ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 1年以内に写したもの

○身体障害者手帳交付状況（20年4月1日現在 単位:人）

障害別 等級	視 覚	聴覚 平衡機能	音声・言語 咀嚼機能	肢体 不自由	内 部	計
1級	46	17	0	152	260	475
2級	33	30	1	254	10	328
3級	12	31	10	301	185	539
4級	7	41	6	233	107	394
5級	10	0		130		140
6級	22	64		58		144
計	130	183	17	1,128	562	2,020

療育手帳

○対象となる方

概ね18歳以前に持続すると思われる知的機能障害（知能指数75以下）が認められた方

○新規の手続きに必要なもの

- ① 療育手帳交付申請書（用紙は市役所福祉課にあります。）
- ② 療育手帳判定用調査表（用紙は市役所福祉課にあります。）
- ③ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
- ④ 在学中の成績証明書等（18歳以上の方のみ必要）

○再判定の手続きに必要なもの

- ① 療育手帳再判定申請書（用紙は市役所福祉課にあります。）
- ② 療育手帳調査表[再判定用]（用紙は市役所福祉課にあります。）
- ③ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚

○判定機関

18歳未満の方（知的障害児）— 新城設楽児童・障害者相談センター
（新城保健所内）

18歳以上の方（知的障害者）— 東三河児童・障害者相談センター
（東三事務所《豊橋市》内）

○療育手帳の交付状況

（20年4月1日現在 単位：人）

重度(IQ35以下)	中度(IQ36～50)	軽度(IQ51～75)	計
145	118	78	341

精神障害者保健福祉手帳

○対象となる方

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方
（知的障害を除く精神患者のすべて）

○手続きに必要なもの

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（用紙は市役所にあります。）
- ② 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
- ③ 指定医の診断書（用紙は市役所にあります。）または、障害年金証書の写し

○精神障害者保健福祉手帳の交付状況

（20年4月1日現在 単位：人）

1級	2級	3級	計
14	132	38	184

2. 障害福祉サービス

平成18年4月から始まった「障害者自立支援法」により身体・知的・精神の三障害のサービスが一元化され、利用者のニーズにあわせたサービス体系になりました。

障害福祉サービスは次に掲げるサービスの総称を言い、国が定める全国一律のサービスです。

（1）障害福祉サービスの種類

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）
	重度訪問介護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	児童デイサービス
	短期入所（ショートステイ）
	療養介護
	生活介護

	施設入所支援（施設での夜間ケアなど）
	共同生活介護（ケアホーム）
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型）
	共同生活援助（グループホーム）

（２）障害福祉サービスの利用申請等

市では、利用希望者から申請を受け付けた後、利用者の心身の状況を調査し、審査会等を通して総合的に判定し、支給の決定を行います。

- ① 利用申請書の受理。
- ② 調査員による106項目のアセスメント調査を実施。
- ③ 同時に、利用者より意向調査を実施。
- ④ コンピューターによる1次判定、審査会による2次判定を経て、障害程度区分を決定。
- ⑤ 支給決定を行い、利用者に対し障害福祉サービス受給者証を交付。

（３）障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスを利用する場合、サービス利用計画に基づいて指定サービス事業者と契約を締結し、サービスの提供を受けます。

（４）障害福祉サービスの利用者負担金

障害福祉サービスの利用者負担は定率で、原則1割となっています。なお、利用者の負担軽減のため、所得に応じて上限額が設定されています。

区 分	収入の状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯、かつ利用者の年収80万円以下	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で低所得1以外	24,600円
一 般	市民税課税世帯	37,200円

なお、通所施設、ホームヘルプ等を利用する場合、資産が一定以下であれば負担上限の軽減の対象になります。そのほか、入所施設、グループホーム等の利用に際しての個別減免制度など、多くの負担軽減策が講じられていますので、利用されるときには必ずご確認ください。

（５）施設サービスの経過措置

旧法の施設サービスに関しては、経過措置が設けられ、平成18年10月から平成24年3月末までに新体系に移行することとされています。新体系への移行時期については、契約施設で確認してください。

基本的には、障害者の暮らしの場を施設などから地域に移行させることを目指し、ノーマライゼーションの実現を目標としています。

3. 自立支援医療

(1) 精神通院

精神疾患により継続的に通院等が必要な方に、自立支援医療受給者証を発行します。この受給者証の提示により、通院医療費を公費で負担します。

申請の窓口は市役所福祉課で、①指定の診断書、②健康保険証、その他が必要となります。

(2) 更生医療

身体に障害のある方がその障害の程度を軽くしたり、日常生活上効果が見込まれると医師が認めた場合に、医療の給付を行います。

※ 対象者：身体障害者手帳を所持している、18歳以上の方。

内容：指定医療機関における腎臓機能障害の血液透析、心臓機能障害者や肢体不自由者の手術・治療など。

申請の窓口は市役所福祉課で、①指定の医師の意見書、②健康保険証等が必要です。

(3) 育成医療

18歳未満の身体上の障害を有する方が、生活能力を得るために必要となる医療の給付を行います。

申請の窓口は保健所です。

いずれも、原則1割の自己負担ですが、所得に応じて自己負担上限額が設定されます。また、それぞれ自己負担分を助成する市の医療費助成制度もあります。

4. 補装具

身体に障害のある方が、その障害を補い、日常生活を容易にするための器具を購入又は修理する場合に要する費用を助成します。支給の方法は、利用者の申請に基づき、補装具の購入又は修理が必要と認められた場合、公費負担分を市が支給するものです。

○ 基準（次に掲げる要件を全て満たすもの）

- ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計、加工されたものであること。
- ② 身体に装着又は装用して日常生活又は就学、就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するものであること。
- ③ 給付に際して専門的な知見を要するものであること。

○ 補装具の主な種類

- ・ 義手、義足、装具、座位保持装置
- ・ 車いす、電動車いす、歩行器
- ・ 盲人安全つえ、補聴器
- ・ 重度障害者用意思伝達装置

○ 費用負担

障害福祉サービスとは別に、定率で、原則1割となっています。なお、障害福祉サービスと同様、利用者の負担軽減のため、所得に応じて上限額が設定されています。

5. 地域生活支援事業

障害者自立支援法では、地域の実情に応じて柔軟に実施することが望ましい事業を地域生活支援事業として法定化されています。

(1) 相談支援

障害者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

- ・ 身体障害に関する相談 … しんしろ福祉会館相談支援事業所
- ・ 知的 “ ” … 新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす
- ・ 精神 “ ” … やまなみ会相談支援事業所

(2) コミュニケーション支援

聴覚・言語・音声機能などの障害のため、意思疎通に支障のある障害者に手話通訳者等の派遣をする事業です。利用者負担は無料です。

(3) 日常生活用具の給付など

重度の障害者に、自立生活支援用具などの給付または、貸与をします。

○ 日常生活用具の種類

障害部位	品 目
下肢・体幹障害	便器、特殊マット、訓練用ベッド、特殊寝台、火災報知器 自動消火器、特殊尿器、入浴補助用具、体位変換器 歩行支援用具、移動用リフト、住宅改修費、その他
肢体・言語障害	火災報知器、自動消火器、携帯用会話補助装置、その他
上肢障害	特殊便器、火災報知器、自動消火器、その他
視覚障害	ポータブルレコーダー、点字タイプライター、時計、電磁調理器 火災報知器、自動消火器、音声式体温計、音声体重計、点字図書 拡大読書器、点字ディスプレイ、活字文書読上げ装置、その他
聴覚障害	屋内信号装置、火災報知器、情報受信装置・通信装置 自動消火器、その他
腎臓障害	透析液加湿器
呼吸器障害	酸素ボンベ運搬車、ネプライザー、電気式たん吸引器 パルスオキシメーター
膀胱・直腸障害	収尿器、ストマ用装具、紙おむつ

○ 費用負担

障害福祉サービスとは別に、定率で、原則1割となっています。なお、障害福祉サービスと同様、利用者の負担軽減のため、所得に応じて上限額が設定されています。

(4) 移動支援

屋外での移動に困難がある障害者に社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のため、ヘルパーが外出支援を行います。

- (5) 地域活動支援センター
創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の場を提供する事業です。
- (6) 身体障害者訪問入浴サービス
入浴が困難な在宅の重度障害者に委託業者を派遣して、入浴サービスを行います。負担金は、1回につき1,000円です。
- (7) 日中一時支援
障害者(児)施設等において日中活動の場を提供し、介護者の一時的な休息を図ります。
- (8) その他の地域生活支援事業
更生訓練費給付、知的障害者職親委託、自動車改造助成、自動車運転免許取得助成などがあります。
- (4)(5)(7)の事業は、原則1割の自己負担がありますが、障害福祉サービスに準じた負担上限を設けております。

6. 特別障害者手当等

次に掲げる障害者の方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、愛知県特別障害者手当などが支給されます。(所得制限あり)

○特別障害者手当

20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方 (月額 26,440円)

○障害児福祉手当

20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要な在宅の児童 (月額 14,380円)

○経過的福祉手当

20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受けられない在宅の方 (月額 14,380円)

○愛知県特別障害者手当

上記の国の手当受給者に加算して支給

A種——身体障害1、2級かつIQ35以下 (月額 7,090円)

B種——身体障害1、2級またはIQ35以下 (月額 1,090円)

○愛知県障害児福祉手当及び経過的福祉手当

上記の国の手当受給者に加算して支給

A種——身体障害1、2級かつIQ35以下 (月額 7,160円)

B種——身体障害1、2級またはIQ35以下 (月額 1,160円)

(金額は、いずれも平成19年4月1日現在のもの)

※支給時期は、2. 5. 8. 11月の年4回

○支給状況

(20年4月1日現在)

特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
43	20	3	66

7. 在宅重度障害者手当

次に掲げる在宅の障害者の方に、在宅重度障害者手当が支給されます。

(所得制限あり)

○対象者

- ① 1種——1級または2級の身体障害者手帳を有し、かつ、療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが35以下と判定された方

(月額 16,100円)

- ② 2種——65歳までに身体または療育(愛護)手帳を有し、次のいずれかの障害を有する方

(月額 7,000円)

ア 1級または2級の身体障害者手帳を有する方。

イ 療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが35以下と判定された方。

ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが50以下と判定された方。

(ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれかが支給されている方を除く。金額は、いずれも平成20年4月1日現在のもの)

※ 支給時期は、4. 8. 12月の年3回です。

○支給状況

(20年4月1日現在 単位:人)

1種	2種	計
3	693	696

8. 新城市障害者手当

次に掲げる障害者の方に、新城市障害者手当が支給されます。ただし、社会福祉法二条2の施設入所者と特別障害者手当等受給者には支給されません。

○対象者

- ①身体障害者手帳1～2級またはIQ35以下の方、

精神障害者保健福祉手帳1級の方。

(月額 2,800円)

- ②身体障害者手帳3級またはIQ36～50の方、

精神障害者保健福祉手帳2級の方。

(月額 2,400円)

③身体障害者手帳4級の方。(月額 1,200円)

④身体障害者手帳5～6級またはIQ51～75の方、
精神障害者保健福祉手帳3級の方。(月額 1,000円)

(対象者区分及び金額は、いずれも平成20年4月1日現在のもの)

※ 支給時期は、3. 7. 11月の年3回です

○支給状況 (20年4月1日現在 単位:人)

身体障害1・2級 IQ35以下 精神障害1級	身体障害3級 IQ36～50 精神障害2級	身体障害4級	身体障害5・6級 IQ51～75 精神障害3級	計
761	713	364	350	2,188

9. 障害者福祉タクシー料金助成事業

心身に重度の障害のある方が、通院等のためにタクシーを利用される場合、料金の一部を助成します。

○対象者

- ① 身体障害者手帳 1～3級の方
- ② 療育手帳 A・B判定の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1～2級の方

※ ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除きます。

○助成額

年間24回分で、1回の助成額は小型タクシーの初乗料金とします。

(迎車があったときは回送料金加算)

週1回以上人工透析のために通院している方には年間48回分の助成券を交付しています。

○利用状況 (平成19年度実績)

利用者数	利用件数
115人	1,877件

10. 在日外国人福祉手当

昭和57年1月1日以前から日本に住み、市内に1年以上外国人登録をしている方で、次の要件にあてはまる方に支給します。

【障害者】

- 対象者 昭和37年1月1日以前に生まれた方で、障害認定の初診日が昭和57年1月1日より前で、身体障害者手帳（1～3級）または療育手帳（A・B判定）を所持している方。
- 支給金額 月額20,000円 ※所得制限あり

【高齢者】

- 対象者 大正15年4月1日以前に生まれた方で、公的年金の給付を受けていない方。
- 支給金額 月額10,000円 ※所得制限あり

11. 障害者住宅整備資金の貸付

障害者の専用居室、浴室、トイレ等を必要とし、自己資金のみで新築、増改築又は改造を行うことが困難な方に、整備資金の貸付を行います。

- 対象者 身体障害者手帳 1～4級の方
療育手帳 A・B判定の方
自閉症状群と診断された方
- 貸付額 300万円以内
- 利率 年3%以内
- 償還期間 10年以内
- 受付時期 4～12月（平成19年度は12月20日（木）まで）
※ 連帯保証人が2名必要です。

12. 心身障害者技能習得奨励金

専修学校や各種学校に通学している心身障害者に対し、職業に必要な技能を習得するための奨励金を支給します。

月額 10,000円

（金額は、平成19年4月1日現在のもの）

※ 所得制限あり

13. 心身障害高等学校生奨学金・入学準備金の支給

障害のある高校生に対し、奨学金を支給します。また、障害のある方が高校へ進学する場合には、入学準備金を支給します。

高校には、盲・ろう・養護学校の高等部を含みます。

- ・ 奨学金（月額） 10,000円
- ・ 入学準備金 17,500円

（金額は、平成19年4月1日現在のもの）※ 所得制限あり

14. 税の減免等

身体に障害がある方の税負担等を軽減するために、所得税、相続税、個人事業税、住民税、自動車税、自動車取得税、並びにNHK受信料などの減免制度があります。

また、郵便貯金や少額貯蓄の非課税制度の適用も受けられます。ただし、減免等の対象や程度は障害の種類や等級により異なります。

詳しくはそれぞれの関係機関へお問い合わせください。

15. 簡易心身障害児通園施設「おおぞら園」

市立「おおぞら園」は、心身障害児が保護者とともに通園し、療育、生活指導、集団適応訓練、機能回復訓練、などを通じて自立自活するための基礎を養い、その育成を助長するための施設です。

- ・ 所在地 新城市川路字連吾25番地
- ・ 敷地面積 585㎡
- ・ 建築面積 248㎡
- ・ 開設 昭和53年11月9日
- ・ 通園者数 21名（平成20年4月1日現在）
- ・ 施設内容 プレイルーム2室、ミーティングルーム、相談室、診療室、事務室

16. 精神障害者小規模通所授産施設「やすらぎの家」 (社会福祉法人 やまなみ会)

「やすらぎの家」は、社会福祉法人 やまなみ会 が運営する施設で、病状回復途上にある精神障害者の規則正しい生活習慣や就業能力を養うため、各種の作業を行なっています。

- ・ 所在地 新城市字下川 2 3 番地
- ・ 敷地面積 5 7 4 . 0 7 平方メートル
- ・ 建築面積 2 3 8 . 0 8 m²
- ・ 施設内容 作業室、事務室、調理室、休憩室、多目的作業室、漬物作業室
- ・ 登録者数 2 1 名 (平成 2 0 年 4 月 1 日現在)

17. 知的障害者通所授産施設「レインボーはうす」 (社会福祉法人 新城福祉会)

「レインボーはうす」は、社会福祉法人 新城福祉会 が設置、経営する施設で、知的障害者の社会参加や就労支援のため、いろいろな事業を行なっています。

- ・ 所在地 新城市矢部字本並 4 8 番地
- ・ 敷地面積 2 , 3 4 2 m²
- ・ 建築面積 4 9 9 . 9 0 m²
- ・ 施設内容 事務室、相談室、医務室、厨房作業室、食堂、休養室、クッキー工房
- ・ 契約者数 3 7 名 (平成 2 0 年 4 月 1 日現在)

18. 心身障害者小規模授産施設「もくせいの家ほうらい」

平成 1 7 年 4 月に開設した「もくせいの家ほうらい」は、新城市手をつなぐ育成会が運営する施設で、各種の作業を通じて知的障害者の就労及び自立の支援を行なっています。

- ・ 所在地 新城市長篠字丸井 5 番地 2
- ・ 敷地面積 6 2 5 . 7 9 m²
- ・ 建築面積 2 6 4 . 7 5 m²
- ・ 施設内容 作業場、食堂、和室、台所、職員室、その他
- ・ 契約者数 1 7 名 (平成 2 0 年 4 月 1 日現在)

児 童 の 福 祉

1. 保育所

保育所は、保護者が勤務や病気などのため家庭で乳幼児を保育できないときに、保護者に代わってその児童を保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

○ 幼年人口 (20年4月1日現在 単位：人)

総人口	学齢前児童数	比率(%)	保育所入所児童数	幼稚園児童数
52,813	2,295	4.3	1,109	245

○ 保育所一覧

園名	所在地	園名	所在地
中央保育園	字東沖野 28-2	宇利保育園	中宇利字坂 44-8
城北保育園	字宮ノ後 78	吉川保育園	吉川字中山 43-1
千郷東保育園	杉山字野中 64-1	長篠保育園	長篠字丸井 19-1
千郷中保育園	豊栄字スワ山 248-4	鳳来保育園	玖老勢字便福 17
千郷西保育園	豊島字馬渡 11-2	鳳来西保育園	布里字栗峯 20-5
東郷東保育園	大海字黒瀬 23-7	山吉田保育園	上吉田字松沢 5
東郷中保育園	八束穂字天王 1041-2	大野保育園	大野字久羅下 39
東郷西保育園	上平井字昭和 970	作手保育園	作手高里字縄手上 20-1
東部保育園	日吉字上ノ風呂 58		

○ 年齢別入所状況 (20年4月1日現在 単位：人)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
9	54	104	276	321	345	1,109

2. 特別保育の実施状況

(1) 延長保育

保護者の就労状況や家庭の事情で、通常保育時間を延長して長時間の保育を必要とされる場合に延長保育を実施しています。

◆ 延長保育時間

[平日] 午前7時30分～午後5時30分 (千郷中、東郷東、東郷中、東郷西、東部、宇利、吉川、鳳来、鳳来西、山吉田)

午前7時30分～午後7時00分 (中央、城北、千郷東、千郷西、長篠、大野、作手)

[土曜日] 午前7時30分～午後0時30分 (千郷中、東郷東、東郷中、東郷西、東部、宇利、吉川、鳳来、鳳来西、山吉田)

午前7時30分～午後1時30分 (中央、城北、千郷東、千郷西、長篠、大野、作手)

実費負担金

午後4時45分を超え午後5時30分まで	月額 1,000円
午後4時45分を超え午後6時00分まで	月額 1,500円
午後4時45分を超え午後7時00分まで	月額 2,000円

(2) 乳児保育

おおむね生後6ヶ月を超え満1歳に満たない乳児及び年度途中で1歳となる児童について、家庭で保育できない場合に保育を行います。

- ◆ 実施園……中央、城北、千郷東、東郷中、長篠、作手

(3) 障害児保育

障害の程度が、軽度又は中度で集団保育になじむことができる児童(概ね4歳以上)の保育を行います。

- ◆ 実施園……全園

(4) 一時保育

保護者の勤務形態、病気などのため、一時的に家庭での保育が難しくなった場合に、一時保育を行います。利用の形態は、下記の2通りあります。

非定型的保育	保護者の勤務形態などにより、週3日以内、家庭での保育が困難となる場合
緊急保育	保護者の傷病、事故、出産などのため、緊急一時的に家庭での保育が困難となる場合

- ◆ 実施園……東郷西、大野、作手

- ・ 対象 保育園に入園していない4月1日現在の満年齢で1歳児から就学前までの児童
- ・ 保育時間 平日 午前8時から午後4時まで
土曜日 午前8時から正午まで
- ・ 利用料 日額
3歳未満児 2,100円
3歳児 1,100円
4歳児以上 1,000円
おやつ代、給食費込み

3. 家庭児童相談室

家庭児童相談員は、家庭における児童の養育上のいろいろな問題について相談に応じ、愛知県新城設楽児童・障害者相談センターなどの関係機関と密接な連携を保ち、適切な指導や助言を行っています。

- 相談員 1人

○ 相談件数 平成19年度実績(延件数)

(単位：人)

性格、生活習慣等	知能言語	学校生活	家族関係	環境福祉	障害	その他	計
40	6	106	25	15	253	63	508

4. 児童手当

児童手当は、受給対象児童（小学6年生までのお子さん）を養育している方で、収入が一定の額未満の場合に支給されます。

- 支給額
 - 3歳未満の児童 月額 1人 10,000円
 - 3歳以上の児童
 - 1人目・2人目の児童 月額 1人 5,000円
 - 3人目以降の児童 月額 1人 10,000円
- 支給時期 2・6・10月の年3回
- 所得制限あり
- 支給状況

(平成19年度末現在 単位：人)

区分	被用者	非被用者	特例給付	被用者小学校 修了前特例給付	非被用者小学校 修了前特例給付	計
受給者数	635	184	14	1,812	492	3,137
児童数	705	203	15	2,939	804	4,666

5. 児童扶養手当

児童扶養手当は、父親がいない家庭や父親が身体障害者の場合で、児童（18歳到達年度の末日までの者）を養育している母または養育者に支給されます。

(所得制限あり・受給資格者及び扶養義務者。国民年金などの公的年金の受給者は除く。)

- 支給額
 - 児童1人 月額41,720円(所得により41,710円～9,850円)
 - 児童2人 児童1人の額に5,000円を加算
 - 児童3人以上 児童2人の額に児童1人増すごとに3,000円を加算
- 支給時期 4・8・12月の年3回
- 支給状況

受給者数	236人	児童数	392人
------	------	-----	------

(平成19年度末現在)

6. 愛知県遺児手当

県の遺児手当は、両親又は片親のいない家庭か、親が重度の障害の状態にある家庭で児童（18歳到達年度の末日までの者）を監護養育している方に支給されます。

（所得制限あり・受給資格者及び扶養義務者）

- 支給額 1年目～3年目(3年間) 児童1人につき月額4,500円
 4年目～5年目(2年間) 児童1人につき月額2,250円
 6年目～ 手当は支給されません。

- 支給時期 4・8・12月の年3回

- 支給状況

受給者数	302人	児童数	484人
------	------	-----	------

(平成19年度末現在)

7. 新城市遺児手当

市の遺児手当は、県の遺児手当と同じ条件の家庭の方に支給されます。（所得制限なし）

- 支給額 児童1人 月額2,000円

- 支給時期 3・7・11月の年3回

- 支給状況

受給者数	357人	児童数	612人
------	------	-----	------

(平成19年度末現在)

8. 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、20歳未満の身体、知的または精神に中度・重度の障害（又は病状）のある児童を養育している父若しくは母または養育者に支給されます。（所得制限あり・受給資格者及び扶養義務者。障害を支給事由とする年金を受けている場合は除く。）

- 平成19年度支給額 1級（重度障害）1人 月額50,750円
 2級（中度障害）1人 月額33,800円

- 支給時期 4・8・11月の年3回

- 支給状況

受給者数	59人	児童数	61人
------	-----	-----	-----

(平成19年度末現在)

9. 誕生祝金の支給

子どもの誕生を祝い、その子の健やかな成長を願って、出生の届出後祝金を口座振込みで支給します。

○ 支給額	第1子及び第2子	1人につき	15,000円
	第3子		50,000円
	第4子以降	1人につき	100,000円

10. 児童館

鳥原児童館および児童館たんぼぼは、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするための施設です。

(1) 鳥原児童館

- ・ 開設年月日 平成8年4月1日
- ・ 所在地 新城市日吉字下畑81番地
- ・ 延床面積 394.29㎡ 建築面積 233.44㎡
- ・ 開館時間 午前9時から午後5時まで
- ・ 休館日 月曜日、祝日（こどもの日は開館）、年末年始

○ 利用状況

平成19年度 7,895人

(2) 児童館 たんぼぼ

- ・ 開設年月日 平成15年11月3日
- ・ 所在地 新城市長篠字日焼9番地の2
- ・ 延床面積 407.42㎡
- ・ 開館時間 午前9時から午後5時まで
- ・ 休館日 日曜日、祝日（こどもの日は開館）、年末年始

○ 利用状況

平成19年度 10,139人

11. 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、いつでも自由に利用していただける子育て支援の中核施設です。

未就園の0歳～6歳の子どもとお母さんを対象に、種々の事業を実施しストレス・育児不安解消等、親子の触れ合いをサポートします。

(1) 幼児センター千郷東保育園内

- ・ 開設年月日 平成14年5月31日
- ・ 所在地 新城市杉山字野中64-1

- ・ 開設時間 午前9時から午後4時まで（休みは日曜・祝日・年末年始）
土曜日は正午まで
- 電話番号 (0536)22-0954
- Eメールアドレス chisatohigashi-ic@city.shinshiro.lg.jp

(2) 幼児センター作手保育園内

- ・ 開設年月日 平成19年4月1日
- ・ 所在地 新城市作手高里字縄手上20-1
- ・ 開設時間 午前9時から午後4時まで（休みは日曜・祝日・年末年始）
土曜日は正午まで
- 電話番号 (0536)38-1351
- Eメールアドレス tsukude-ic@city.shinshiro.lg.jp

○ 事業内容

事業	対象・内容	曜日・時間
ちびっこ広場 (千郷東保育園)	*0・1歳（第1・3火曜日） *2・3歳（第2・4火曜日） 親子で手遊び・製作・体操・お話	毎週火曜日 午前9時30分～11時
ころころ広場 (作手保育園)	*0～2歳 親子で手遊び・製作・体操・お話	毎週木曜日 午前9時30分～11時
にこにこばすけっと (出前活動) *各保育園などで実施	*0・1・2歳の親子 手遊び・製作・体操・育児相談	毎月第2金曜日 午前9時30分～11時
育児相談	*来所・電話・Eメール等	月～金曜日 午前9時～午後4時
情報誌発行	*子育てに関する情報を提供	年4回
育児講座	*絵本の読み聞かせ *親子リズム	年2回

○ 19年度 利用状況

保育室開放 (人)	ちびっこ広場 (人)	にこにこばすけっと (人)	ころころ広場 (人)	相談	
				電話・メール (件)	来所 (件)
5,201	1,187	663	546	5	50

12. 児童遊園

市内には、2か所の児童遊園があり、遊具、トイレなどを備えています。

名 称	所 在 地	面積 m ²	設 置 年 月 日
富 永 児 童 遊 園	字宮ノ後78	876	S38・4・1
和 田 児 童 遊 園	作手保永字水上48	853	S50・5・1

13. 児童クラブ

昼間、仕事等により保護者のいない家庭の小学校低学年児童等のために、児童クラブを設置し、自主学習、遊びを中心とした活動を通して健全な育成を図ります。

- 対象児童 市内小学校在学中の1年生から3年生
- 実施場所

(平成20年4月1日現在)

児童クラブ名	場 所	児童クラブ名	場 所
新城児童クラブ	新 城 小 学 校	東郷西児童クラブ	東 郷 西 小 学 校
中央児童クラブ	中 央 保 育 園	東郷東児童クラブ	東 郷 東 小 学 校
千郷児童クラブ	千郷東保育園	八名児童クラブ	老人ホーム寿楽荘
	ち さ と 館	庭野児童クラブ	庭 野 公 民 館
	千郷中学校	鳳来中部児童クラブ	鳳来中部小学校

- 開設時間 月曜日から金曜日まで……午後1時30分から午後6時
夏・冬・春休み ……午前8時30分から午後6時
〔土・日曜、祝日、4月1日～入学式、8月13日～16日、
12月29日～1月6日は休み〕
- 利用料 月額4,000円(8月は5,000円)
※ 別途おやつ代が必要です。

14. 子育て支援短期利用事業

《 短期入所生活援助事業 》

保護者が疾病等の社会的理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童を短期間お預かりします。

利用期間：原則7日以内

《 夜間養護事業 》

保護者の仕事等が恒常的に夜間にわたる場合に、保護者が帰宅するまでの間、児童をお預かりします。

利用期間：夜間1日おおむね4時間で6か月程度

○ 実施場所 八楽児童寮

○ 利用者負担額

区 分	短期入所生活援助事業		夜間養護事業
	1日当たり		1日当たり
	2歳未満児	2歳以上児	
生活保護世帯・ 市民税非課税世帯 (母子・父子家庭)	0円	0円	0円
市民税非課税世帯 (母子・父子家庭以外)	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

15. 新城市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童などの要保護児童に関する相談、調査等を市で行っています。協議会は、代表者会議と連絡調整会議の2層構造になっており、愛知県新城設楽児童・障害者相談センター、警察署、保健所、民生委員などの各機関と連携し、要保護児童対策を行います。

母子の福祉

1. 一人親家庭等の状況

母子	父または養育者	計
319	38	357

(19年度末現在 単位：世帯)

2. 母子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のための貸付制度があります。

○ 対象者

母子福祉資金……20歳未満の児童を養育している配偶者のない女子
寡婦福祉資金……扶養している子が20歳以上になったため、母子福祉資金の貸付けの対象外となった配偶者のない女子

○ 貸付利息 無利子～年3%

○ 資金の種類 事業開始・事業継続・技能習得・就職支度・住宅・生活・修学・就学支度・修業などの資金

3. 母子生活支援施設への入所

母子生活支援施設は、夫の死亡、離別、DVなどで困窮する母子家庭のための施設です。

なお、世帯の所得状況に応じて一部負担金が必要となります。

○ 入所状況（平成20年4月1日現在） 2世帯

4. 母子自立支援員

母子自立支援員は、家庭や資金の問題など母子家庭及び寡婦を取り巻く悩みごとの相談に応じます。

福祉医療費助成事業・福祉給付金支給事業

老人、障害者、戦傷病者、子ども、並びに母子家庭等の福祉の増進を図るため、次に掲げる受給資格者に医療費の一部を支給します。

事業名	受給資格者	受給者数(人) (20年4月末現在)
子ども医療費助成事業	通院…小学校3年生(9歳)年度末までの者 入院…中学校3年生(15歳)年度末までの者	3,631 (受給者証発行者)
障害者医療費助成事業	ア 身体障害者手帳所持者で 1級から3級の者 4級で障害名が腎臓機能障害の者 4級から6級で障害名が進行性筋萎縮症の者 イ 知能指数が50以下と判定されている者 ウ 自閉症状群と診断されている者	629
母子家庭等医療費助成事業	ア 母子家庭の母 イ 父子家庭の父 ウ ア、イに扶養されている児童 エ 父母のない児童 ※所得制限があります。	740
後期高齢者福祉医療費助成事業	後期高齢者医療に加入している者で、次の条件に該当する者 ア 障害者医療、母子家庭等医療に該当する者 イ 精神障害者保健福祉手帳所持者で1級又は2級の者 ウ 戦傷病者手帳所持者 エ 精神措置入院患者、結核入院患者 オ ねたきり高齢者、認知症高齢者 ※所得制限があります。	933
福祉給付金支給事業	ア 高齢者の医療の確保に関する法律により医療が受けられること ができる者で、独り暮らしで市民税非課税の者等 イ 廃止前の新城市老人医療費の支給に関する条例に規定する受給者であって、独り暮らしで市民税非課税の者等	402
精神障害者入院医療費助成事業	精神障害者保健福祉手帳所持者	対象者 181
精神障害者通院医療費助成事業	自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている者 ※自立支援医療については「障害者の福祉」をご覧ください。	372

生活保護

1. 保護の実施

生活保護制度は、病気、失業その他の事情で生活に困窮する場合に、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図る制度です。

生活保護を受けるためには、自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活のために活用するなど最善の努力をすることが必要で、それでもなお最低限の生活が営めない場合に初めて保護が行われます。

生活保護の申請があると、家庭の生活、収入、資産状況や親族からの援助などを調査して、保護の要否とその程度を決定します。

保護は、国の基準によって計算したその世帯の最低生活費とその世帯の収入とを比較して、収入の方が少ない場合に受けられ、最低生活費から収入を引いた額が保護費として支給されます。

2. 保護の種類

保護の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つがあります。

3. 被保護世帯数及び人員等の推移

(20年4月1日現在)

総人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率
51,728人	79世帯	108人	2.09%

4. 被保護世帯の類型別

(20年4月1日現在)

区分	高齢世帯	母子世帯	傷病障害世帯	その他	計
世帯数	29世帯	2世帯	43世帯	5世帯	79世帯
構成比	36.7%	2.5%	54.5%	6.3%	100.0%

5. 種類別保護の状況

(20年4月1日現在)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助(入院)	医療扶助(外来)
世帯数	64世帯	40世帯	3世帯	13世帯	13世帯	55世帯
人員	91人	61人	6人	13人	13人	74人

社会福祉法人新城市社会福祉協議会

新城市社会福祉協議会は、民間社会福祉活動の中核的役割を担うものとして、市民参加の基に地域福祉推進のための諸活動を積極的に行っています。

施設の概要

施設名	住所	TEL・FAX
しんしろ福祉会館 (事務局)	新城市字東沖野 20-12	TEL 23-5618 FAX 23-5046
西部福祉会館	新城市野田字上市場 26-2	TEL 24-0505 FAX 23-8668
老人福祉センター	新城市日吉字山ノ田 77-1	TEL 23-0441 FAX 23-0441
作手センター	新城市作手高里字縄手上 22 作手高齢者生活福祉センター(虹の郷)	TEL 38-1481 FAX 37-6033

ホームページ <http://www.shinshiroshakyo.or.jp>

メール fukushi@shinshiroshakyo.or.jp

1. 社会福祉振興事業

社会福祉に対する相互扶助精神の高揚を図るため、広報による啓発を行っています。

また、各種の福祉推進団体の育成強化に努め、活動の円滑化を図っています。

2. 援護事業

- (1) 低所得世帯に対する一時援護
- (2) 行路病者及び旅費欠乏者に対する一時援護
- (3) 災害(火災)に対する一時援護
- (4) 保護家庭及び準要保護家庭の児童・生徒に対する修学旅行費等の助成

3. 児童福祉事業

- (1) 児童遊園地維持管理助成 25ヶ所
- (2) 幼稚園PTA、保育園保護者会・母の会活動助成 22件(幼稚園2、保育園20)
- (3) 子育て支援団体助成 9団体
- (4) 児童館、小中学校、幼稚園、保育園へ福祉関係図書寄贈(14か所)

4. 老人福祉事業

各地区で開催される敬老会に対して助成を行っています。

80歳以上 4,395人

また、老人クラブ連合会や地域の高齢者を対象に行われる「ふれあい会」などに対して助成を行っています。

5. 母子・父子福祉事業

母子寡婦福祉会の活動に対する助成を行っています。

6. 障害児者福祉事業

- (1) 「身体障害者福祉協会」、「傷痍軍人会同妻の会」、「手をつなぐ育成会」に対する助成
- (2) 身体障害者用各種器具の紹介
- (3) 手をつなぐ育成会卒業児童生徒に対する祝品の贈呈

7. 歳末たすけあい事業

- (1) 赤い羽根共同募金（歳末たすけあい募金）を活用して、歳末訪問を行っています。

(単位：人)

区 分	人数
生活保護家庭	61
ねたきり高齢者	92
ひとり暮らし高齢者	855
計	1,008

- (2) クリスマス会など年末年始活動を行なう福祉団体や子ども会などに対し助成を行なっています

8. 福祉団体育成事業

福祉事業を推進する各種の団体に対し、助成・援護を行い、活動の推進を図っています。

9. 相談事業

- (1) 「心配ごと相談」を行い、市民が抱えるさまざまな悩みごとの相談に応じています。

区分	新城地区	鳳来地区	作手地区
曜日	第1・3木曜	第1・3水曜	第2月曜
時間	午後1時～ 午後4時	午後1時～ 午後4時	午後1時～ 午後4時
場所	しんしろ 福祉会館	鳳来開発 センター	作手開発 センター

- (2) 「身体障害者福祉相談」を行い、身体障害者の日常生活上の相談に応じ、身体障害者福祉の増進を図ります。

・ 開催日 毎月第2金曜日の午後1時～午後4時

- ・ 場 所 勤労青少年ホーム
- ※平成20年度より場所が「しんしろ福祉会館」に変わりました。

(3) 弁護士による「無料法律相談」を開設しています。

区 分	新城地区	鳳来地区
曜日	第2・4水曜	年2回
時間	午後1時～午後4時	午後1時～午後4時
場所	しんしろ福祉会館	鳳来開発センター

10. 自主財源の確保

資源の有効活用と福祉事業資金の確保を図るため、毎年「福祉チャリティバザー」を開催しています。

また福祉活動の充実を図るため、広く市民の協力を呼びかけています。

○19年度実績 1,432,413円

11. 共同募金運動の推進

市民の方々を始め、学校・職場・法人・団体等の協力を得て、共同募金運動を積極的に推進しています。

募 金 実 績 (19年度) (単位：円)

一般募金	歳末募金	合 計
8,801,723	1,778,180	10,579,903

12. 社会福祉協議会会員の募集

市民の方々や各種団体、事業所などから広く会員を募集し、その会費を財源として各種の事業を実施しています。

会 員 会 費 状 況 (19年度)

一般会員	特別会員	法人会員	施設団体会員	会員計	会費総額
10,788	287	310	30	11,415	7,948,850円

13. ボランティアセンター活動事業

(1) 登録事業

平成19年度末ボランティアセンター登録数 23団体
(新城地区15団体・鳳来地区6団体・作手地区2団体)

(2) 養成研修事業

各種ボランティア養成講習会をボランティアグループ等の協力を得て開催しました。(点訳講習会・手話講習会・音声訳講習会・要約筆記講習会)

(3) 活動推進事業

ボランティア実践団体に活動費を助成しました。

(4) 福祉教育事業助成事業

市内の学校の福祉教育活動に助成しました。

平成19年度 千郷小学校、鳳来寺小学校、開成小学校
新城中学校、鳳来中学校、作手中学校

14. 地域福祉活動推進事業

(1) 紙おむつ宅配サービス事業

介護保険法の要介護4～5認定者（市重度要介護認定者家族介護用品給付対象者を除く）で、在宅のねたきり高齢者等に紙おむつ（パンツ型、フラット型、リハビリパンツ、パッド、長時間パッドのいずれかを選択指定）を年4回宅配しています。

年度／地区	新城地区	鳳来地区	作手地区	合計
19年度末利用者数（人）	70	24	6	100
延べ宅配件数（件）	286	86	25	397

(2) 居住提供事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者及び夫婦で、自宅で生活することが困難な方への居住提供をしています。

区分／センター	作手センター
入居者実人数（人）	14
延べ入居者数（人）	1,809

(3) 外出支援事業

作手地区において外出困難な高齢者及び障害者の日常的な自立生活である通院や買い物等の外出を支援します。

区分／センター	作手センター
買い物（件）	50
通院 作手地区内（件）	209
通院 作手地区外（件）	399
合計（件）	658

(4) ふれあいゆめひろば

作手地区において高齢者を対象にスポーツ、工作、旅行などを実施。

内容	開催回数	参加人数（人）
ミニデイサービス	34回	338
グラウンドゴルフ大会	1回	52
日帰り旅行	1回	36

15. ひとり暮らし高齢者安否確認事業

ひとり暮らし高齢者の健康増進並びに安否確認のため、75歳以上の方を対象に週3本の乳酸飲料を週1回から3回に分けて配付します。

区 分	合 計
19年度末配付対象者（人）	355
延べ配付回数（回）	34,575

16. 生活福祉資金の貸付事業

(1) 生活福祉資金

低所得世帯を対象に、生業資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、離職者支援資金等の低利子貸付を行い、自立更生のための指導援助を行っています。

年度／地区	新城地区	鳳来地区	作手地区	合計
H19年度（件）	5	5	0	10

(2) 暮らし資金貸付事業（限度額50,000円）

緊急一時的に必要な資金を無利子で貸し付ける制度です。

年度／地区	新城地区	鳳来地区	作手地区	合計
H19年度（件）	8	0	0	8

17. 居宅介護等事業

(1) 居宅介護等事業

ア 介護保険による訪問介護事業

介護保険の訪問介護計画に基づき、訪問介護サービスを提供します。

区分／センター	しんしろ 福祉会館	鳳来 センター	作手 センター	合 計
H19年度末 利用者数（人）	79	27	20	126
延べ訪問回数（回）	6,766	2,855	1,793	11,414

イ 生活支援ホームヘルプサービス事業

市からの受託に基づき、介護保険対象外の要援護高齢者にホームヘルプサービスを提供します。

区分／センター	しんしろ 福祉会館	鳳来 センター	作手 センター	合計
H19年度末 利用者数（人）	1	1	0	2
延べ訪問回数（回）	49	55	0	104

(2) 障害者等ホームヘルプサービス事業

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスを提供します。

区分／センター	しんしろ 福祉会館	鳳来 センター	作手 センター	合計
H19年度末利用者数（人）	8	11	1	20
延べ訪問回数（回）	902	2,033	211	3,146

18. 相談支援事業

(1) 障害者自立支援法による指定相談支援

県の指定を受け、障害者の生活全般に係る相談、サービス計画の作成等を行います。

(2) 地域生活支援事業による相談支援

市からの受託に基づき、障害者福祉サービスの利用援助等、社会生活を高める支援を行います。

・延相談支援件数 252件

19. 移動支援事業

障害者自立支援法（地域生活支援事業）による移動の支援を提供します。

区分／センター	しんしろ 福祉会館	作手 センター	合計
H19年度末利用者数（人）	3	0	3
延べ訪問回数（回）	62	0	62

20. 老人デイサービスセンター事業

(1) 介護保険による通所介護事業

介護保険の通所介護計画に基づき、送迎、入浴、食事、日常動作訓練、生活指導、健康チェック等のサービスを提供します。

区分／センター	しんしろ 福祉会館	西部 福祉会館	作手 センター	合計
年間開所日数（日）	245	245	245	735
H19年度末利用者数（人）	70	49	81	200
延べ通所人数（人）	5,212	4,200	4,760	14,172

(2) 生活支援デイサービス事業

市からの受託に基づき介護保険対象外の要援護高齢者に対し通所サービスを提供します。

区分／センター	しんしろ 福祉会館	西部 福祉会館	作手 センター	合計
H19年度末 利用者数（人）	3	5	1	9
延べ通所人数（人）	102	166	86	354

21. 老人介護支援センター事業

(1) 老人介護支援センター事業

介護保険による居宅介護支援事業所との連携により、高齢者の在宅介護、要介護認定申請等保健福祉の相談及び調整を行い、要援護高齢者及び家族の福祉向上を図ります。

区分／センター	しんしろ 福祉会館	西部 福祉会館	作手 センター	合計
介護予防プラン 作成数（件）	74	22	20	116
実態把握件数（件）	1,006	608	616	2,230

(2) 居宅介護支援事業

介護保険の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスの給付管理を行ないます。また、市からの受託に基づき、要介護認定申請者の訪問調査を行います。

区分／センター		しんしろ 福祉会館	鳳来 センター	作手 センター	合計
H19年度末 利用者数（人）	予防	24	14	34	72
	介護	99	56	59	214
延べプラン 作成数（件）	予防	263	171	351	785
	介護	1,147	707	720	2,574
延べ認定調査数（人）		366	89	193	648

22. 地域活動支援センター事業

西部福祉会館にて障害者自立支援法による障害者のデイサービスを提供します。

身体等に障害をお持ちの方に、送迎、機能訓練、健康チェック、創作的活動等のサービスを提供しています。平成20年度より昼食、入浴サービスを提供しています。

H19年度末登録者数 10人 延べ利用者数 602人

23. 老人短期入所事業

作手センター（虹の郷）にて宿泊しながら、排泄、食事、入浴介助等日常生活や機能訓練を行います。

定員 9人 H19年度延利用人数 2,371人

24. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

愛知県社会福祉協議会からの受託により、東三河山間部4市町村の基幹的社会福祉協議会として判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用援助を行います。

(1) 平成19年度相談受付件数

区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合計
件数	91	252	203	546

(2) 平成19年度末現在の援助者数

区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合計
人数	2	7	2	11
生活保護（再掲）	0	0	1	1

25. 地域福祉サービスセンター事業

誰もが住み慣れた地域で必要な福祉サービスを受けることができるように相談や状況把握を行なっています。

※平成20年度より「総合生活相談事業」に名称が変わりました。

26. 地域包括支援センター事業

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的として、市からの受託により運営しています。

(1) 事業内容

ア 介護予防事業のケアマネジメントを行います。

イ 介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。

ウ 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業を行います。

エ 支援困難なケースへの対応等、ケアマネジャーへの支援を行います。

(2) 介護予防事業

ア 介護予防教室 (市介護高齢課と共同開催)

講座内容	講師	参加人数	開催場所
認知症にならないために	福祉村病院医師	100名	鳳来開発センター
座談会		20名	虹の郷 (作手)
認知症予防と早期発見		80名	市民体育館
運動・栄養・口腔・レク	愛知新城大谷大学 講師	40名	愛知新城大谷大学
口腔・食生活支援・レク		25名	
介護予防レク		—	ミニデイ会場

イ 特定高齢者の把握

65歳以上の基本健診受診者の基本チェックリスト等結果・介護認定情報をあわせ、特定高齢者の把握のための情報処理を行い、各種介護予防教室への参加を促していきます。

(3) 総合相談支援・権利擁護事業・ケアマネジャーへの支援

ア 個別支援

区分/内容	総合相談	高齢者虐待	成年後見制度	困難事例	消費者被害への対応	合計
延べ件数	648	68	14	23	8	761
実件数	301	7	2	11	4	325

イ 講演会

内容	講師	参加人数	開催場所
お年寄りを狙う悪徳商法	包括職員	15人	つくで手作り村
高齢者をめぐる消費者トラブル	消費生活専門相談員	400人	しんしろ文化会館
成年後見制度について	弁護士	36人	しんしろ文化会館

(4) 新予防給付のマネジメント事業

区分\担当	包括	委託	合計
介護予防ケアプラン請求延件数	3,078	2,301	5,379

その他の福祉

1. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、社会福祉に情熱のある方の中から選ばれます。任期は3年で、現在新城市内には109人の民生・児童委員がいます。その仕事は、担当地域の住民の生活状態を把握し、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにおける要保護者や児童などの保護、指導、援助を行うとともに、福祉事務所に協力しながら広く地域の福祉増進のために活動することです。

児童福祉を専門とする主任児童委員が12名設置されています。

○ 活動状況 (平成19年度中実績)

区分		件数	区分	件数		
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	209件	その他活動件数	調査・実態把握	835件
		介護保険	93件		行事・事業・会議への参加協力	3,074件
		健康・保健医療	168件		地域福祉活動・自主活動	2,688件
		子育て・母子保健	183件		民児協運営・研修	2,062件
		子どもの地域生活	319件		証明事務	519件
		子どもの教育・学校生活	147件		要保護児童の発見の通告・仲介	39件
		生活費	30件		計	9,217件
		年金・保健	18件	訪問回数	7,911件	
		仕事	26件	連絡調整回数	6,202回	
		家族関係	135件	活動日数	12,674日	
		住居	55件			
		生活環境	181件			
		日常的な支援	640件			
		その他	528件			
	計	2,732件				
	分野別	高齢者に関すること	1,438件			
		障害者に関すること	128件			
		子どもに関すること	650件			
		その他	516件			
計	2,732件					

2. 旧軍人・軍属とその遺族

(1) 戦傷病者

旧軍人、軍属や準軍属（動員学徒、徴用工など）の方が、在職中の公務による負傷や病気が原因で身体に一定以上障害が残っている場合、傷病恩給、障害年金、特例障害年金、障害一時金、戦傷病者手帳の交付が受けられます。

(2) 戦没者遺族

公務で死亡された旧軍人、軍属や準軍属（動員学徒、徴用工など）の遺族の方に、それぞれの要件に応じて、公務扶助料、遺族年金、遺族給付金、弔慰金、戦没者等の妻の特別給付金、戦没者の父母等の特別給付金、戦没者等の遺族の特別弔慰金などが支給されます。

(3) 戦傷病没者追悼式

戦傷病没者追悼式は、先の大戦で亡くなられた戦傷病没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和を祈念するため、毎年4月に実施します。

3. 災害救助

大規模な災害が発生した場合は、被災された方々の保護と社会秩序の保全のため「災害救助法」が適用され、応急的に各種の救助が行われます。

この災害救助は、知事が国の機関として実施に当たりますが、市町村や日本赤十字社も知事の委任を受けて救助を行います。

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

災害で亡くなられた方の遺族には「災害弔慰金」を、負傷等をされた方には「災害障害見舞金」をそれぞれ支給するとともに、被害を受けられた世帯の世帯主に対しては、生活の立て直しのために「災害援護資金」をお貸しします。

(2) 火災弔慰金及び火災見舞金

市では、火災で亡くなられた方の遺族に「災害弔慰金」を支給するとともに、住宅または家財が全焼した場合には10万円、半焼した場合には5万円、また一部焼失した場合には3万円の「火災見舞金」を支給します。

4. 行旅病人及び行旅死亡人

居住地を離れて旅行中に病気になって入院する方の入院治療費等や、死亡した場合の処理については、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により対応します。

5. 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、市民すべてが力を合わせて青少年の非行防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることにより、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、毎年7月に実施しています。

6. 日本赤十字社

日本赤十字社は、人道、博愛を基本とする赤十字の理念の基に、お互いに助け合い平和な社会を築くことを目指しています。

毎年、社資の募集を行い、その資金を活用して災害救護、血液事業、医療施設の整備、社会福祉事業、赤十字奉仕団の育成、救急法、水上安全法、家庭看護法の講習、国際援護活動などを行っています。

○平成19年度社資募集実績（日本赤十字社新城市地区 一般社資分）

	社員数(世帯・事業所)	社資総額
一般社資	11,557	6,124,100円
寄付金	60	21,150円
法人社資	108	878,000円
計	11,725	7,023,250円

7. 献血推進

新城市献血推進協議会では、住民の健康と生命を守るため、移動採血車により地区住民の献血を推進し、輸血用血液の確保に努めています。

実施日数	採血者数	200ml	400ml
20日（30会場）	881人	130人	751人

8. 新城保護区保護司会、新城更生保護女性会

「新城保護区保護司会」の25名の保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（任期：2年）で、社会奉仕の精神を持って、犯罪を犯した者の更生を助けるとともに、非行や犯罪予防のための世論の啓発に努めています。

157名の会員から成る「新城更生保護女性会」は、ボランティア団体として女性の立場から保護司に協力し、地域の非行や犯罪の予防と過ちを犯した人たちの更生を支援しています。

9. 福祉関係の委員会・団体一覧

- (1) 社会福祉法人「新城市社会福祉協議会」
- (2) 社団法人「新城市シルバー人材センター」
- (3) 日本赤十字社愛知県支部新城市地区
- (4) 共同募金会新城市支会
- (5) 新城市献血推進協議会
- (6) 新城市民生委員・児童委員協議会
- (7) ボランティア団体「新城はぐるまの会」他
- (8) 新城市赤十字奉仕団
- (9) 新城市老人クラブ連合会
- (10) 新城市身体障害者福祉協会
- (11) 新城市手をつなぐ育成会
- (12) 社会福祉法人「新城福祉会」
- (13) 新城市母子寡婦福祉会・白ゆり互助会
- (14) 新城市遺族会
- (15) 新城市傷痍軍人会・同妻の会
- (16) 新城保護区保護司会
- (17) 新城更生保護女性会
- (18) 南新家族会
- (19) 社会福祉法人「やまなみ会」
- (20) 新城市保育協会
- (21) 新城地域腎友会
- (22) NPO法人 四岳館
- (23) NPO法人 のんほい・ほうらい